

大切なお知らせ

扶養親族等申告書の提出をお願いします。

下記の図で提出が必要かご判断ください。

提出すると老齢年金受給の際に該当する控除が受けられます。

(1)ご本人が障害者または
寡婦・ひとり親^(※1)に該当
しますか？

該当する

提出が必要

提出することで、受給されている
老齢年金から徴収される所得税と
翌年の個人住民税で該当する控除
が受けられます。

該当しない

(2)控除対象となる
配偶者または扶養親族^(※2)
がいますか？

いる

提出が必要

提出することで、翌年の個人住民税
で該当する控除が受けられます。

いない

(3)扶養している配偶者または
扶養親族に退職手当を
受ける見込みの方^(※3)
がいますか？

いる

スマートフォン等で提出すれば紙の提出は不要

※スマートフォン等での提出が可能な方には別途ご案内のチラシを同封しています。

該当する控除を受けるためには前年申告からの変更
の有無に関わらず、毎年提出が必要です。

いない

提出が不要^(※4)

前年に申告書を提出している場合でも、提出は不要です。

同封の「作成と提出の手引き」をご覧ください。必要はありません。

※1：障害者、寡婦・ひとり親の要件については、同封の手引きの5ページをご覧ください。

※2：年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

※3：退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

※4：提出の有無に関わらず、所得税率は一律、5.105%となります。



日本年金機構
Japan Pension Service